退職時の健康保険の切替え

被扶養者になれる

はい → 被扶養者となる

被扶養者の範囲・条件については、要点シリーズ⑥を参照してください。

いいえ ↓

退職時の健康保険被保険者期間を確認する

2か月未満

はい → 国民健康保険に加入する

国民健康保険については、要点シリーズ⑫を参照してください。

いいえ ↓

国保の保険料と任継の保険料を比較する

国保の方が安い

はい → 国民健康保険に加入する

いいえ ↓

健康保険の任意継続については、要点シリーズ⑪を参照してください。

健康保険任意継続被保険者となる

資格喪失後 20 日以内に住所地の全国健康保険協会都道府県支部（協会けんぽ）又は健康保険組合で「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すれば、2 年間に限り健康保険に任意に加入することができます。
保険料を期日までに納めないと自動的に資格を喪失しますので、国民健康保険に加入することになります。

被扶養者となる

健康保険被保険者の事業所を通じて被扶養者異動届を提出し、被扶養者となります。
収入条件として、今後の年収が 130 万円未満（60 歳以上や障害者の方は 180 万円未満）がありますが、原則として雇用保険失業給付の基本手当金を受給している間は、被扶養者になることができません。

国民健康保険に加入する

退職日の翌日から 14 日以内に市区町村の国保窓口にて手続を行う。原則として資格喪失した月の分から保険料が徴収されます。手続を遅くしても保険料は遡って徴収されますので、保険給付を確実に受けるためにも速やかに手続を行います。

保険料の比較について

任継の保険料は、既に会社を退職しており会社負担がありませんので、原則これまでの自己負担分の 2 倍となります。
ただし、上限があり R2.4 月現在で「協会けんぽ(愛知支部)の場合、月額 35,010 円（介護保険料を含む)」となっています。
国保の保険料は、主に ①前年の世帯所得に応じて算定される**所得割額** ②１人あたりの**均等割額**×加入者数 ③世帯の資産に応じて算定される**資産割額** などから決定されます。
名古屋市の場合、①＋②で決定されています。
※ 退職時の標準報酬月額が高く、扶養家族が多い場合は、任継に加入したほうが、保険料負担が少ないと考えられます。